

よくあるご質問

	Q	A
1	指定校に入学希望です。入学手続きは必要ですか。	指定校に入学する場合、教育委員会に提出する書類はございません。小学校で開催される入学説明会に参加してください。（入学説明会の日程に関しては、各小学校へお問い合わせください。）
2	指定校変更を申請する予定ですが、近所に同じ学校に通う児童がいません。通学班はどうなりますか。	ご自宅から一番近い学区内の通学班に所属することになります。学区外の通学部分については、安全確保のため、保護者の責任のもと、通学させてください。
3	入学前に <u>市内転居</u> をする予定です。手続きはどのようにすればいいですか。	現在の指定校と、転居後の指定校にそれぞれ連絡をしてください。 転居後に指定校変更申請をする場合は、学務課学事係までお問い合わせください。
4	入学前に <u>市外へ転出</u> します。	【就学時健康診断を受ける前に転出する場合】 市民課・支所等で転出の手続きを行い、新しく通う学校または教育委員会へお問い合わせください。 【就学時健康診断を受けた後に転出する場合】 市民課・支所等で転出手続きをした際に「住民異動連絡票」が発行されますので、健診を受けた学校にご提出ください。「住民異動連絡票」と引き換えに健診結果を受け取り、これから通う学校へ提出してください。 就学時健康診断についてのお問い合わせ先 学校保健課 保健係：048-259-7664（直通）
5	放課後児童クラブを利用したいのですが、指定校変更申請が必要ですか。	放課後児童クラブを利用する場合は、指定校変更申請ではなく、放課後児童クラブの利用申請書の提出が必要となります。詳細につきましては、5・6ページをご覧ください。 放課後児童クラブについてのお問い合わせ先 学務課 管理係：048-259-7659（直通）
6	兄・姉が在学している学校へ入学させたいのですが。	兄・姉が変更を希望する小学校に在学または卒業をしている場合は、指定校変更申請ができます。申請期間内に手続きをしてください。
7	小学校の指定校変更をした場合、中学校の指定校も変わりますか。	小学校同様、中学校の指定校も住所で定められているため、指定校自体が変わることはございません。しかし、小学校を指定校変更し、学区外の小学校を卒業した場合、その小学校の属する通学区域の中学校に進学することは可能です。
8	指定校変更4の距離要件で学校を変更します。中学校も同じように指定校変更はできますか。	中学校の指定校変更要件には距離要件はありません。 中学校の変更要件については、ホームページをご覧ください。
9	父親が外国籍なので、インターナショナルスクールに入学したいのですが。	外国籍・二重国籍（ご両親のどちらかが外国籍）のお子様がインターナショナルスクール等に就学する場合、手続きが必要となります。入学が決定後、学務課学事係までご連絡ください。 ※日本国籍のお子様は、インターナショナルスクール等に就学することはできません。
10	国・県・私立小学校への入学が決まった場合の手続きは。	国・県・私立小学校から入学承諾書等（国・県・私立小学校が発行する書類）を学務課学事係まで速やかに提出してください。郵送でも受付しております。
11	A校への指定校変更申請が不許可になった場合、再度別のB校で指定校変更はできますか。	指定校変更申請は一度のみです。申請が不許可になった場合、住所で定められた指定校へ入学となります。
12	発育面等で心配があるのですが、相談場所はありますか。	病弱、発育面等で心配がある場合、できるだけ早い時期に、教育委員会（教育研究所）へお申し出ください。 就学相談に関するお問い合わせ 教育研究所芝園分室：048-267-8208（直通）